J81
　この周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務にも使用することができる。
J82
　435―438MHz、1260―1270MHz、2400―2450MHz及び5650―5670MHzの周波数帯において、アマチュア衛星業務は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。ただし、1260―1270MHz及び5650―5670MHzの周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。
J83
　地球探査衛星業務（能動）のセンサーによるこの周波数帯の使用は、ＩＴＵ－Ｒ勧告ＳＡ．1260―１に従うものとする。この周波数帯における地球探査衛星業務（能動）は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。本脚注の規定は、地球探査衛星業務（能動）の無線通信規則第5. 29号及び第5. 30号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。
J84
　移動業務によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。
J85
　449.75―450.25MHzの周波数帯は、無線通信規則第9. 21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、宇宙運用業務（地球から宇宙）及び宇宙研究業務（地球から宇宙）に使用することができる。
J86
　この周波数帯は、無線通信規則第9. 21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務として気象衛星業務（宇宙から地球）に使用することができる。
J87
　460―470MHz及び1690―1710MHzの周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務による宇宙から地球への伝送に使用することができる。
J88
　放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第２項第５号ロに掲げる周波数とする。
J89
　放送業務の電気通信業務用（エリア放送用）及び放送用（エリア放送用）によるこの周波数帯の使用は、2013年４月１日以降、470―710MHzの周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）及び一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
J90
　608―614MHzの周波数帯は、二次業務で電波天文業務にも分配する。
J91
　この周波数帯における移動業務の局は、2013年３月31日までは、この周波数帯を使用する岩手県及び宮城県の区域における放送業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。
J92
　放送業務によるこの周波数帯の使用は、岩手県及び宮城県の区域に限るものとし、2013年３月31日までに限る。
J93
　この周波数帯における電気通信業務用による移動業務の局は、2019年３月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。
J94
　この周波数帯は、電気通信業務用を法第６条第１項の主たる目的とする移動業務の局に限り、放送用又は電気通信業務用を同項の従たる目的として行う放送業務に使用することができる。この場合において、当該周波数帯の周波数は、法第26条第２項第５号ロに掲げる周波数とする。
J95
　905―915MHz及び950―958MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2018年３月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。
J96
　958―960MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2015年11月30日までは、これらの周波数帯を使用する固定業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。
J97
　この周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第609（ＷＲＣ―07、改）の規定に従って運用するものとし、960―1215MHzの周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5. 43A号の規定は適用されない。無線通信規則第21. 18号の規定を適用する。
J98
　無線通信規則第5. 328B号を参照すること。
J99
　この周波数帯は、無線通信規則第5. 331号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる（決議第608（ＷＲＣ―03）参照）。
J100
　1215―1300MHz及び1559―1610MHzの周波数帯で運用する無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）のシステムは、安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、無線航行衛星業務（宇宙から地球）のシステム又は無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用するその他業務の局に更なる制限を課してはならない。
J101
　この周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務及び無線航行衛星業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又はこれらの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。
J102
　この周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務に対して有害な混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、又はこの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。
J103
　この周波数帯における移動業務の局は、この周波数帯を使用する他の一次業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
J104
　航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置されるレーダー及びこの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって、この周波数帯で運用するレーダーによってのみ作動するものに限る。
J105
　無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせてはならず、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。